

「市田柿生産振興事業補助金」のご案内

地域共有の財産である「市田柿」のブランド推進と生産拡大を支援する補助金です。是非ご利用ください。

■補助対象者 飯田市に住所を有する農業者、農業法人

1. 加工設備等購入補助

以下に該当する設備整備を支援します。

- ①乾燥設備 ②除湿設備 ③予冷設備
- ④選果設備 ⑤干し場用パイプハウス
- ⑥干し柿用吊棚 ⑦干柿用シーラ機
- ⑧粉出し機・柿もみ機
- ⑨脱針式皮むき機

* 家庭用は対象外です。

* ⑨脱針式皮むき機の項目上限が変更となっています。

* 一人当たりの補助金合計上限額は50万円です。

【補助率】

- 1 一般生産者
事業費の1/4
①～⑧の
各項目上限10万円
※⑨のみ
項目上限30万円
- 2 特認生産者
当年度に新たに市田柿の生産を開始する者
事業費の1/2
①～⑧の
各項目上限20万円
※⑨のみ
項目上限50万円

お問い合わせ
お申し込み先

〔一般生産者〕
◇JA各支所営農課
◇下伊那園協 まで

〔特認生産者〕
新たに市田柿の生産を開始する者
◇飯田市農業課
生産振興係

2. 苗木購入補助

市田柿の苗木導入を支援します。

- * 5本以上定植する場合が対象です。
- * 各生産団体とりまとめにより支援します。
- 購入先が生産団体でない方は要相談。

【補助率】

1/4

購入した
◇JA各支所営農課
◇下伊那園協 まで

それ以外の方は
◇飯田市農業課
生産振興係

3. デジタル技術導入補助

加工工程に活用するデジタル技術導入を支援します。

- * 一干場ごとに補助金の対象となります。
- * 硫黄燻蒸下で使用が可能である技術に限ります。

【補助率】

- 1 一般生産者
事業費の1/4
上限7.5万円
- 2 特認生産者
事業費の1/2
上限15万円

◇飯田市農業課
生産振興係 まで

■特認生産者認定制度とは

飯田市では将来にわたって市田柿の生産量を確保するため、規模拡大意欲があり、中心的活動をされる方を支援するため「市田柿特認生産者」認定制度を設けています。下記認定要件に該当し認定されると該当補助の対象となります。認定をご希望の方はお早めに担当までご相談ください。

- 【認定要件】
- ① 実績が栽培面積10a以上及び、出荷量(干上数量)1t以上あること。
 - ② 5年後の目標が栽培面積20a以上、出荷量(干上数量)2t以上あること。

○ 補助事業の活用を希望される場合は、お早めに電話等でご相談ください。

○ 事業の詳細や、必要な手続きについてご案内させていただきます。

【お問い合わせ先】 飯田市産業経済部農業課生産振興係 担当)代田 祐樹 TEL:0265-21-3217